

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	1		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度GHG-SLCF統合解析システム開発検証に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月7日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	2		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月13日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年2月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	3		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	パーソルテンプスタッフ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月8日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	4		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度AIM/Enduseに係るデータ整備業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月20日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年3月6日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	5		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度「森林由来CO2吸収量算定」業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月20日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年3月6日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	6		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度「地域間炭素排出・吸収モデルICER開発補助」業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社イー・コンザル		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月20日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年3月6日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	7		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度放射線健康不安にかかるマスメディア報道とその世論への影響に関する調査研究業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	一般社団法人中央調査社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月20日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年3月6日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	8		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度Web版MI-AIQSクラウドサーバー利用費用		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年1月31日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月15日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	9		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点における液体窒素調達業務(単価契約)		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社巴商会		
公開見積競争経緯	公告	令和6年1月29日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月13日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	10		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度トリプル四重極質量分析装置保守業務 1式		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年1月12日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年1月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	11		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	紀伊国屋書店		
公開見積競争経緯	公告	令和6年1月26日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月9日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	12		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月7日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	13		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度植物試料の定量定性分析前処理に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月7日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年2月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	14		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務(その1)		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月7日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	15		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月7日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	16		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度農薬の水生生物と鳥類に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月8日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年2月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	17		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度新規POPs含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月8日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	18		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	パーソルテンプスタッフ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月8日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	19		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度化学物質による鳥類と水生生物に対する生態リスク評価及び免疫毒性に関する人健康リスク評価に係る支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月8日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年2月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	20		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月13日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年2月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	21		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	パーソルテンプスタッフ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月13日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年2月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	22		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	オリックス・レンテック株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月16日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年3月4日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	23		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月13日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	24		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度生体試料自動分注装置保守業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月7日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	25		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度エコチル調査における固定データ提供サイト及び掲示板サイトの運用保守業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	富士テレコム株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月16日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年3月4日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	26		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度無脊椎動物等を用いた生態毒性試験に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月13日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	27		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度エコチル調査実験等協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社エンテックス		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月14日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年2月29日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	28		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度検疫用核酸精製システムEZ1およびEZ2保守業務 一式		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	理科研株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年3月13日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年3月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	29		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度地球—人間システム統合モデルの開発と運用に関する業務		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	日本電気株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年2月16日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年3月4日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	30		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度日本の国家窒素インベントリ改訂に関する情報収集及びデータベース構築業務		
契約締結日	令和6年4月25日		
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年4月11日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年4月25日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	31		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度ロジックツリー作成を含む情報の整理・構造化・可視化及びワークショップ実施業務		
契約締結日	令和6年4月25日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社図解総研		
公開見積競争経緯	公告	令和6年4月11日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年4月25日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	32		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度ラックマウント型ワークステーション 一式		
契約締結日	令和6年4月30日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アスク		
公開見積競争経緯	公告	令和6年4月15日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年4月30日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	33		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度製品プラスチックの市町村収集体制等に関するデータ整備業務		
契約締結日	令和6年5月13日		
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人日本環境衛生センター		
公開見積競争経緯	公告	令和6年4月19日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月13日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	34		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度2020年産業連関表に対応した温室効果ガス排出量データ整備業務		
契約締結日	令和6年5月13日		
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年4月19日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月13日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	35		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度きのご類露地栽培における放射性セシウムの動態調査業務		
契約締結日	令和6年5月15日		
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会		
公開見積競争経緯	公告	令和6年4月26日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月15日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	36		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度ろ紙に捕捉された環境RNAの網羅的解析業務		
契約締結日	令和6年5月22日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社池田理化		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月8日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年5月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	37		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	高速溶媒試料抽出装置 1台 賃貸借		
契約締結日	令和6年5月22日		
契約の相手方の商号又は名称等	オリックス・レンテック株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月8日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月22日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	38		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 大容量卓上遠心システム 一式		
契約締結日	令和6年5月23日		
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月9日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月23日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	39		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 DNAキャピラリーシーケンサー 1台		
契約締結日	令和6年5月23日		
契約の相手方の商号又は名称等	理科研株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月9日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月23日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	40		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 分光器 一式		
契約締結日	令和6年5月28日		
契約の相手方の商号又は名称等	オプトシリウス株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月14日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月28日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	41		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度国際会議運営業務		
契約締結日	令和6年5月29日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アカンパニーテクノロジーズ		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月15日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月29日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	42		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	エコチル調査学童期検査用卓上遠心機 1式 賃貸借(その2)		
契約締結日	令和6年5月30日		
契約の相手方の商号又は名称等	NTT・TCリース株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月16日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年5月30日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	43		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度カートリッジフィルタ試料を対象とした放射性セシウム分析業務		
契約締結日	令和6年6月11日		
契約の相手方の商号又は名称等	日本環境科学株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月28日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年6月11日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	44		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度TANSO-3シミュレーターの仕様書及び操作説明書作成業務(衛星位置・観測位置計算部)		
契約締結日	令和6年6月12日		
契約の相手方の商号又は名称等	富士通Japan株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月29日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年6月12日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	45		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 蛍光実体顕微鏡装置 一式		
契約締結日	令和6年6月12日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アイ・シー・エム		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月29日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年6月12日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	46		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度モデル結合ライブラリの改良及び陸域物理過程モデル数値実験に関する業務		
契約締結日	令和6年6月12日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社ClimTech		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月29日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年6月12日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	47		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度超低温ECOフリーザー修理作業		
契約締結日	令和6年6月13日		
契約の相手方の商号又は名称等	アイテックサイエンス株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月30日	
	提案書等	×切 ー	
	本見積	×切 令和6年6月13日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	ー	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	48		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度災害廃棄物に係る自治体と住民との連携・啓発のための取組等に関する調査・整理業務		
契約締結日	令和6年6月14日		
契約の相手方の商号又は名称等	公益財団法人廃棄物・3R研究財団		
公開見積競争経緯	公告	令和6年5月31日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年6月14日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	49		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度福島県中間貯蔵施設設置区域及びその周辺地域の生態系サービスに関する資料収集・評価検討業務		
契約締結日	令和6年6月17日		
契約の相手方の商号又は名称等	いであ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年6月3日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年6月17日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	50		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度化審法に基づく化学物質混合物等の生態影響評価手法の開発に係る支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年6月27日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年6月13日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年6月27日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	51		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度キノコ等放射性セシウム分析業務		
契約締結日	令和6年7月12日		
契約の相手方の商号又は名称等	ユーロフィン日本総研株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年6月28日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月12日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	52		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度将来温室効果ガス観測衛星仕様検討に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年7月16日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月1日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月16日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	53		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度ヘリオスタッド光学系部品修理業務 一式		
契約締結日	令和6年7月18日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社オカモトオプティクス		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月3日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月18日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	54		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	衛星データ解析用ワークステーション 1式 賃貸借		
契約締結日	令和6年7月26日		
契約の相手方の商号又は名称等	オリックス・レンテック株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月11日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月26日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受取者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	55		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度野生動物感染症に関する検査に関する派遣業務		
契約締結日	令和6年7月30日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月16日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月30日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	56		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度高解像度エネルギーシステムモデル解析用ソフトウェアライセンス一式		
契約締結日	令和6年7月31日		
契約の相手方の商号又は名称等	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月17日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月31日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	57		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 実験ガラス器具用 全自動洗浄機 一式		
契約締結日	令和6年7月31日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アイ・シー・エム		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月17日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年7月31日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	58		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度日中韓フォーサイト事業国際ワークショップ開催等運営補助業務		
契約締結日	令和6年8月1日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社南海国際旅行		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月18日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年8月1日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受取者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	59		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度避難指示解除地域周辺の地域資本のストックとフローに関する調査業務		
契約締結日	令和6年8月2日		
契約の相手方の商号又は名称等	peem株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月19日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年8月2日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	60		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度衛星データ解析ソフトウェアバージョンアップ一式		
契約締結日	令和6年8月6日		
契約の相手方の商号又は名称等	NV5 Geospatial株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月23日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年8月6日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	61		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度 ECD検出器付ガスクロマトグラフの修理・交換・移設業務		
契約締結日	令和6年8月6日		
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月23日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年8月6日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	62		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度閉鎖性海域における水環境の気候変動影響監視・適応支援システムの開発・現場実証試験業務		
契約締結日	令和6年8月7日		
契約の相手方の商号又は名称等	日本海工株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月24日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年8月7日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	63		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度高速液体クロマトグラフ質量分析計(島津製作所社製LC-MS/MS)保守業務		
契約締結日	令和6年8月7日		
契約の相手方の商号又は名称等	島津サイエンス東日本株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月24日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年8月7日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	64		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度廃プラスチックのケミカルリサイクルと廃棄物の焼却・カーボンリサイクルの比較検討業務		
契約締結日	令和6年8月8日		
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人 エネルギー総合工学研究所		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月25日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年8月8日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	65		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度二酸化窒素の衛星観測データ収集・処理、及び排出インベントリとの複合評価作業		
契約締結日	令和6年8月8日		
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人リモート・センシング技術センター□		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月25日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年8月8日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	66		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度野生動物の遺伝資源凍結保存作業に関する派遣業務		
契約締結日	令和6年8月9日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年7月26日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年8月9日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	67		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度気候変動適応に係る支援業務に関する協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年9月2日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年8月19日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月2日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	68		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)及び気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)間の適応策データベース統合のための協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年9月2日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和6年8月19日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月2日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	69		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度エコチル調査用ガス状物質拡散捕集サンプラー一式		
契約締結日	令和6年9月4日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社三洋		
公開見積競争経緯	公告	令和6年8月21日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月4日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	70		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度全球格子状気候データと地上観測データの誤差算出業務		
契約締結日	令和6年9月4日		
契約の相手方の商号又は名称等	ペンギンシステム株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年8月21日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月4日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	71		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度日本全国水質汚濁物質発生負荷量データベース構築業務		
契約締結日	令和6年9月5日		
契約の相手方の商号又は名称等	いであ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年8月22日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月5日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	72		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度将来排出シナリオ文献調査業務		
契約締結日	令和6年9月17日		
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人日本環境衛生センター		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月2日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月17日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受取者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	73		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度人為活動が一年生雑草の繁殖形質進化に与える影響に関する研究補助のための協力員派遣業務		
契約締結日	令和6年9月17日		
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月2日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月17日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	74		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度大気質モデルを用いた将来のアジア域大気質計算業務		
契約締結日	令和6年9月18日		
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月3日	
	提案書等	×切 ー	
	本見積	×切 令和6年9月18日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	ー	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	ー	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	75		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度GOSAT第3世代データ処理運用システム 脆弱性診断業務		
契約締結日	令和6年9月18日		
契約の相手方の商号又は名称等	MYTコンサルティング株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月3日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月18日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	76		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度リアルタイム濁水動態観測・予測技術の開発支援業務		
契約締結日	令和6年9月19日		
契約の相手方の商号又は名称等	日本クニヤ株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月4日	
	提案書等	×切 ー	
	本見積	×切 令和6年9月19日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	ー	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受取者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	77		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度「短寿命気候強制因子の全球化学輸送モデル計算と解析」支援作業		
契約締結日	令和6年9月20日		
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス株式会社		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月5日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和6年9月20日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	—	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	78		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度化学物質リスク関連情報の収集・データベース化及び関連ウェブサイトのスクリプト等変更業務		
契約締結日	令和6年9月27日		
契約の相手方の商号又は名称等	合同会社FUNSOBI		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月11日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月27日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	-	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	79		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和6年度衛星画像を用いた鉱山ポリゴンデータの整備		
契約締結日	令和6年9月30日		
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社パスコ		
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月12日	
	提案書等×切	-	
	本見積×切	令和6年9月30日	
チェック内容			
項目	確認	具体的な確認事項	
① 関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照	
② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。	
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。	
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。	
④ 研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。	
⑤ 公表しているか	○	-	
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>			
一者見積に対する今後の改善措置について			
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。			
契約監視委員会のコメント等			
(契約監視委員会のコメント)			
仕様書受取者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。			
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			
西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)			

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。